

川崎市上下水道局検満メーター取替に係る改善工事实施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「施行規程」という。）第20条第1項第3号に規定する工事のうち、検満メーター取替に係る改善工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、施行規程において使用する用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検満メーター取替 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項の規定に基づき計画的に行うメーターの取替をいう。
- (2) メーター前後 メーターの接続部から上流側、下流側共に50センチメートル程度の範囲をいう。
- (3) メーター用止水栓 メーターの取付け及び取外し並びに給水の停止の用に供する止水栓又は仕切弁をいう。
- (4) 改善工事 給水装置又はその附属用具の取替、設置又は位置の調整であって、次に掲げるものをいう。
 - ア メーター前後の配管のうち必要な箇所取替
 - イ メーター用止水栓の取替又は設置
 - ウ メーター用止水栓ボックスの取替、設置又は位置の調整
 - エ メーターボックスの取替又は位置の調整

(施行)

第3条 改善工事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、メーターの取替に必要な範囲において、管理者が施行する。

(1) メーターの口径が40ミリメートルを超える場合

(2) 改善工事によってもメーターの取替を行うことができないと管理者が認めた場合

(同意)

第4条 管理者は、改善工事の施行の際に、宅地の所有者等の利害関係人から、掘削の範囲及び復旧の方法について同意を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定により同意を得た掘削の範囲及び復旧の方法を変更する場合は、改めて宅地の所有者等の利害関係人から同意を得なければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はサービス推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。